

正誤表 土木設計業務等共通仕様書 (H30.4)

(正)	(誤)
<p>第2条 用語の定義 4 「検査員」とは、設計業務等の完了及び履行部分の検査に当たって、契約書第3.2条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p>	<p>第2条 用語の定義 4 「検査員」とは、設計業務等の完了及び履行部分の検査に当たって、契約書第3.1条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p>
<p>第17条 成果物の提出 4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 (国土交通省・令和8年2月) (以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p>	<p>第17条 成果物の提出 4 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 (国土交通省・平成28年3月) (以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p>
<p>第19条 検査 1 受注者は、契約書第3.2条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。</p>	<p>第19条 検査 1 受注者は、契約書第3.1条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。</p>
<p>第21条 条件変更等 1 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第3.0条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p>	<p>第21条 条件変更等 1 契約書第18条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第2.9条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p>
<p>第22条 契約変更 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (4) 契約書第3.1条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p>	<p>第22条 契約変更 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。 (4) 契約書第3.0条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p>
<p>第23条 履行期間の変更 3 受注者は、契約書第2.3条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4 契約書第2.4条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>	<p>第23条 履行期間の変更 3 受注者は、契約書第2.2条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4 契約書第2.3条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>
<p>第24条 一時中止 1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象 (以下「天災等」という。) による設計業務等の中断については、契約書第2.7条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>	<p>第24条 一時中止 1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象 (以下「天災等」という。) による設計業務等の中断については、契約書第2.6条臨機の処置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>
<p>第25条 発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第2.8条に規定する一般的損害、契約書第2.9条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p>	<p>第25条 発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第2.7条に規定する一般的損害、契約書第2.8条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p>
<p>第26条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第2.8条に規定する一般的損害、契約書第2.9条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第4.1条に規定する契約不適合責任に係る損害</p>	<p>第26条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第2.7条に規定する一般的損害、契約書第2.8条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第4.0条に規定する瑕疵責任に係る損害</p>
<p>第27条 部分使用 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第3.4条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p>	<p>第27条 部分使用 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第3.3条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p>
<p>第31条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報を取り扱う事務を行なう場合には、個人情報の保護に関する法律 (平成15年5月30日 法律 第57号)、相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年 相模原市条例 第32号) 及び以下の事項を遵守しなければならない。</p>	<p>第31条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報を取り扱う事務を行なう場合には、個人情報の保護に関する法律 (平成15年5月30日 法律 第57号)、相模原市個人情報保護条例 (平成16年12月22日 条例 第23号) 及び以下の事項を遵守しなければならない。</p>

正誤表 測量業務共通仕様書 (H30.4)

(正)	(誤)
<p>第2条 用語の定義 4 「検査員」とは、測量業務の完了及び履行部分の検査にあたって、契約書第3.2条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p>	<p>第2条 用語の定義 4 「検査員」とは、測量業務の完了及び履行部分の検査にあたって、契約書第3.1条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p>
<p>第18条 成果物の提出 4 受注者は、測量成果電子納品要領 (国土交通省・令和7年12月) (以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p>	<p>第18条 成果物の提出 4 受注者は、測量成果電子納品要領 (国土交通省・平成28年3月) (以下「要領」という。)に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p>
<p>第20条 検査 1 受注者は、契約書第3.2条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備をすべて完了し、監督員に提出していただかなければならない。</p>	<p>第20条 検査 1 受注者は、契約書第3.1条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備をすべて完了し、監督員に提出していただかなければならない。</p>
<p>第23条 契約変更 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。 (4) 契約書第3.1条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p>	<p>第23条 契約変更 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。 (4) 契約書第3.0条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p>
<p>第24条 履行期間の変更 3 受注者は、契約書第2.3条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しななければならない。 4 契約書第2.4条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しななければならない。</p>	<p>第24条 履行期間の変更 3 受注者は、契約書第2.2条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しななければならない。 4 契約書第2.3条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しななければならない。</p>
<p>第25条 一時中止 1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等という。」)による測量業務の中断については、契約書第2.7条臨機の措置により、受注者は適切に対応しななければならない。</p>	<p>第25条 一時中止 1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等という。」)による測量業務の中断については、契約書第2.6条臨機の措置により、受注者は適切に対応しななければならない。</p>
<p>第26条 発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第2.8条に規定する一般的損害、契約書第2.9条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p>	<p>第26条 発注者の賠償責任 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第2.7条に規定する一般的損害、契約書第2.8条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p>
<p>第27条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第2.8条に規定する一般的損害、契約書第2.9条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第4.1条に規定する契約不適合責任に係る損害</p>	<p>第27条 受注者の賠償責任 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。 (1) 契約書第2.7条に規定する一般的損害、契約書第2.8条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合 (2) 契約書第4.0条に規定する瑕疵責任に係る損害</p>
<p>第28条 部分使用 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第3.4条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p>	<p>第28条 部分使用 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第3.3条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p>
<p>第32条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報を取り扱う事務を行なう場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日 法律 第57号)、相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年 相模原市条例 第32号)及び以下の事項を遵守しななければならない。</p>	<p>第32条 個人情報の取扱い 受注者は、個人情報を取り扱う事務を行なう場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日 法律 第57号)、相模原市個人情報保護条例(平成16年12月22日 条例 第23号)及び以下の事項を遵守しななければならない。</p>

第33条 安全等の確保

1 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課令和8年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

5 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

第33条 安全等の確保

1 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課平成21年3月)を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

5 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。

正誤表 地質・土質調査業務共通仕様書 (H30. 4)

(正)	(誤)
<p>第2条 用語の定義 4 「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了検査にあたって契約書第3.2条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p>	<p>第2条 用語の定義 4 「検査員」とは、地質・土質調査業務の完了検査にあたって契約書第3.1条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。</p>
<p>第8条 主任技術者 3 主任技術者は、技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が第8.6条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者とすることができる。</p>	<p>第8条 主任技術者 3 主任技術者は、技術士(総合技術監理部門(選択科目:建設一般並びに土質及び基礎、又は応用理学一般及び地質)又は建設部門(選択科目:土質及び基礎)若しくは応用理学部門(選択科目:地質))、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。)(地質部門又は土質及び基礎部門)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が第8.0条第2項から第4項までの場合、地質調査技士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を主任技術者とすることができる。</p>
<p>第13条 業務計画書 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制(緊急時含む) (9) 使用機械の種類、名称、性能(一覧表にする) (10) 仮設備計画 (11) その他 受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。 (2) 実施方針又は(11)その他には、第3.2条個人情報の取扱い、第3.3条安全等の確保及び第3.6条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</p>	<p>第13条 業務計画書 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。 (1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制(緊急時含む) (9) 使用機械の種類、名称、性能(一覧表にする) (10) 仮設備計画 (11) その他 受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。 (2) 実施方針又は(11)その他には、第3.2条個人情報の取扱い、第3.3条安全等の確保及び第3.5条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</p>
<p>第18条 成果物の提出 4 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省・令和8年2月) (以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】(相模原市)」に基づくものとする。</p>	<p>第18条 成果物の提出 4 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省・平成28年10月) (以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】(相模原市)」に基づくものとする。</p>
<p>第20条 検査 1 受注者は、契約書第3.2条1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していただかなければならない。</p>	<p>第20条 検査 1 受注者は、契約書第3.1条1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していただかなければならない。</p>
<p>第23条 契約変更 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。 (4) 契約書第3.1条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p>	<p>第23条 契約変更 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。 (4) 契約書第3.0条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合</p>
<p>第24条 履行期間の変更 3 受注者は、契約書第2.3条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4 契約書第2.4条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>	<p>第24条 履行期間の変更 3 受注者は、契約書第2.2条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。 4 契約書第2.3条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。</p>

<p>第25条 一時中止</p> <p>1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等という。」)による地質・土質調査業務の中断については、契約書第27条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。</p>	<p>第25条 一時中止</p> <p>1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下「天災等という。」)による地質・土質調査業務の中断については、契約書第26条臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。</p>
<p>第26条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p>	<p>第26条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p>
<p>第27条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第41条に規定する契約不適合責任に係る損害</p>	<p>第27条 受注者の賠償責任</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第27条に規定する一般的損害、契約書第28条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害</p>
<p>第28条 部分使用</p> <p>1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第34条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p>	<p>第28条 部分使用</p> <p>1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。</p>
<p>第32条 個人情報の取扱い</p> <p>受注者は、個人情報を取り扱う事務を行なう場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日 法律 第57号)、相模原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年 相模原市条例 第32号)及び以下の事項を遵守しなければならない。</p>	<p>第32条 個人情報の取扱い</p> <p>受注者は、個人情報を取り扱う事務を行なう場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日 法律 第57号)、相模原市個人情報保護条例(平成16年12月22日 条例 第23号)及び以下の事項を遵守しなければならない。</p>
<p>第33条 安全等の確保</p> <p>1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課令和8年3月)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>5 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示496号令和元年9月2日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>	<p>第33条 安全等の確保</p> <p>1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」(国土交通省大臣官房技術審議官通達平成21年3月31日)を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>5 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達平成5年1月12日)を遵守して災害の防止に努めなければならない。</p>
<p>第41条 成果物</p> <p>(2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領(国交省・令和8年2月)に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p>	<p>第41条 成果物</p> <p>(2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領(国交省・平成28年10月)に従い柱状図に整理し提出するものとする。</p>
<p>第48条 成果物</p> <p>試験結果及び保存用試料は、JIS A1219(標準貫入試験方法)及び地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省・令和8年2月)に従って整理し提出するものとする。</p>	<p>第48条 成果物</p> <p>試験結果及び保存用試料は、JIS A1219(標準貫入試験方法)及び地質・土質調査成果電子納品要領(国土交通省・平成28年10月)に従って整理し提出するものとする。</p>
<p>第96条 計画準備</p> <p>1 第92条第1項に準じるものとする。</p>	<p>第96条 計画準備</p> <p>1 第86条第1項に準じるものとする。</p>